# 保育所等監査資料 〔書面・私立版〕

#### 添付書類

- (1)前年度事業報告書
- (2)本年度事業(運営指導)計画書
- (3) 直近月の勤務割表(写)
- (4) 施設平面図
- (5)位置図(公共交通機関又は自動車等で行くことができるもの)※法人監査資料に添付した場合は省略可
- (6) 施設パンフレット等
- (7)保育士配置特例に関する届出書(写)※保育士配置特例を適用している保育所のみ

#### 記入上の注意事項

- (1) 指導監査事項の各項目ごとに、当該施設の前年度実績又は資料作成日現在の状況に基づいて記載すること。
- (2)「自己点検」欄はプルダウンメニューから選択するか、下記の基準で○印を付けること A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない
- (3) 記入欄は、必要に応じ適宜使用すること。 ただし、※ (適・要検討・否) には〇印をつけないこと。

施設名					運営主体				
所在地	(〒    (TEL:	_	) FAX:	)	運営主体代表者氏名				
所長(園長)名					資料作成日現在の 児童数の状況 (保育所型認定こども園の場 合1号認定の児童含む)	入所児童数 人	利用定員人	認可	定員
施設認可日		年	月	日	資料作成日	令和	年	月	日
					指導監査日	令和	年	月	田
					福祉サービス第三者評価又は IS09001の直近の受審日 ※受審がある場合に記入		年	月	日

#### 本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。(ただし、※は参考資料となるもので、本資料中「根拠法令等」の欄には記載されていません。)

虐待防止法 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号) 基準省令 昭和23年12月29日児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

最低基準 平成24年12月21日新潟市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例

保育指針 平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」

平8福第329号 平成8年5月22日福第329号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設の長について」

H9社援施第117号 平成9年8月8日社援施第117号大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・社会援護局人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知

「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」

平10児発第73号 平成10年2月13日児発第73号児童家庭局長通知「保育所への入所の円滑化について」 平10児保第3号 平成10年2月13日児保第3号児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」

平10児発第85号 平成10年2月18日児発第85号児童家庭局長通知「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」

平10児発第86号 平成10年2月18日児発第86号児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」

平10文初幼第476号 平成10年3月10日文初幼第476号文部省初等中等教育局長、厚生省児童家庭局長通知「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」

平10児第1357号 平成10年3月25日児第1357号新潟県福祉保健部長通知「保育所に備えるべき帳簿について」

平10児発第302号 平成10年4月9日児発第302号児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」

平10児発第305号 平成10年4月9日児発第305号児童家庭局長通知「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」

平11児保第34号 平成11年11月26日児保第34号児童家庭局保育課長通知「保育所等におけるレジオネラ症防止対策について」

平12児発第296号 平成12年3月30日児発第296号児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」 平12児発第471号 平成12年4月25日児発第471号児童児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」

平12社援第1352号 平成12年6月7日社援第1352号大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長通知

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

平13雇児保第10号※ 平成13年3月30日雇児保第10号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」

平13雇児保第11号 平成13年3月30日雇児保第11号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」

平13雇児総発第402号 平成13年6月15日雇児総発第402号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

平13雇児発第488号※ 平成13年7月23日雇児発第488号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知

「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」

平13雇児総発第36号 平成13年8月1日雇児総発第36号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」

平14児第1114号 平成14年2月15日児第1114号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知 「保育所における苦情解決体制の整備について」

平14雇児総発第0318001号 平成14年3月18日雇児総発第0318001号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」

平14福第174号 平成14年4月25日福第174号新潟県福祉保健部長通知「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針について」

平14雇児総発第111101号 平成14年11月11日雇児総発第111101号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」

平15雇児発第1201001号※ 平成15年12月1日雇児発第1201001号雇用均等・児童家庭局長通知「保育士登録の円滑な実施について」 平16雇児発第1130001号※平成16年11月30日雇児発第1130001号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのための ガイドラインについて」 平16年消防庁告示第9号 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果について の報告書の様式を定める件 平17社授発第0222002号 平成17年2月22日社援発第0222002号健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設における 感染症等発生時に係る報告について」 平17雇児発第0513003号 平成17年5月13日雇児発第0513003号雇用均等・児童家庭局長通知 「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」 平17雇児保発第0526001号※ 平成17年5月26日雇児保発第0526001号雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長通知「保育所版の「福祉サービス第三者評価 基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」 平18雇児総発第0112001号※ 平成18年1月12日雇児総第0112001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「地域における児童の安全確保について」 平18雇児総第0628001号 平成18年6月28日雇児総第0628001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設に設置している遊具の安全管理の強化について」 平18雇児総第0803002号 平成18年8月3日雇児総第0803002号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における事故の防止について」 平18福第118号 平成18年4月19日福第118号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における事故防止の徹底について(通知)」 平18雇児総発第1006001号 平成18年10月6日雇児総第1006001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設内虐待の防止について」 平19厚告示第289号 平成19年8月28日厚牛省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」 平19雇児総発第0810004号 平成19年8月10日雇児総発第0810004号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」 平19社援基発第0920001号 平成19年9月20日社援基発第0920001号社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の 発生・まん延対策について」 平19社援基発第1226001号 平成19年12月26日社援基発第1226001号社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎 の発生・まん延対策の一層の徹底について」 平20雇児保発第0328001号 平成20年3月28日雇児保発第0329001号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」 平22児第897号 平成22年1月26日児第897号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について(通知)」 平23雇児保発1028第1号 平成23年10月28日雇児保発1028第1号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚牛労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」 平25児第1493号 平成25年3月18日児第1493号新潟県福祉保健部長通知「特別保育事業実施要綱の一部改正について」 平25児第604号 平成25年9月2日児第604号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知「非常災害に関する具体的計画の策定について(通知)」 平26雇児発0905第4号 平成26年9月5日雇児発第0905第4号雇用均等・児童家庭局長通知「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の 一部改正について」 平成26雇児発0905第5号 平成26年9月5日雇児発第0905第4号雇用均等・児童家庭局長通知「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の

一部改正の取扱いについて」 平成26府政共生第859号 平成26年9月10日府政共生第859号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

成26府政共生第859号 平成26年9月10日府政共生第859号内阁府政策統括官、又部科学省初等甲等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長迪知 「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」 平成27府政共生第350号 平成27年3月31日府政共生第350号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

平27雇児発0331第17号 平成27年3月31日雇児発第0331第17号雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等における准看護師の配置に係る特例について」

平27府子本第271号 平成27年8月21日府子本第271号「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」

平27雇児保発1001第1号 平成27年10月1日雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所等における児童の健康診断について(通知)」

平27府子本第254号 平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部統括官「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

平27府子本第255号 平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部参事官「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』

の取扱いについて」

平27府子本第256号 平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部参事官「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』

の運用等について」

平27府子本第257号 平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部参事官「私立保育所の運営に要する費用について」

平27府子本第390号 平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」

平27府子本第391号 平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部参事官通知「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」

平28府子本第55号 平成28年2月15日内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者

に係る業務管理体制の検査について」

平28新育第300号 平成28年7月11日新潟市保育課長通知「保育施設における保育士配置に係る特例について(通知)」

平28府子本第192号 平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」

平28府子本第191号 平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」

平成28年内閣府等告示第1号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、

文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する

平28府子本第571号 平成28年8月23日府子本第571号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」

平28府子本第528号 平成28年8月2日「平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について」

平29府子本912号 平成29年11月10日内閣府子ども・子育て本部参事官通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」

平29少対第480号 平成29年12月12日新潟県福祉保健部少子化対策課長通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(通知)」

平30子保発第0330第2号 平成30年3月30日子保発第0330第2号 厚生労働省子ども家庭局保育課長通知「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」

大量調理マニュアル 平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛牛管理マニュアル」

労基法労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)消防法消防法(昭和23年7月24日法律第186号)水防法水防法(昭和24年6月4日法律第193号)

土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)

項目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別表	根拠法令等
第1 保育所入所者処遇に					
関する事項					
1 適切な保育の実施	(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。	A • B • C	※(適・要検討・否)	第2	基準省令第34条
			64		最低基準第47条
	(2)保育の実施は利用定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている	A • B • C	※(適・要検討・否)	第3	平10児保第3号
	場合が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組んでいるか。				平26府政共生第859号第3 (2)
	※「恒常的にわたる場合」とは、連続する過去5年度間常に利用定員を超えており、				
	かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の				
	総和を各月の初日の利用定員の総和で除したもの)が120%以上の状態をいう。	1 P G	*	k. 2	TA OLD ID Mrs D O
	(3) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。	A • B • C	※(適・要検討・否)	なし	平10児保第3号2
	(4) 児童の処遇状況を明らかにできる帳簿を整備しているか。	A • B • C	※ (適・要検討・否)	第6-1	基準省令第14条
					基準省令第35条
					平10児第1357号
					最低基準第19条,第48条
2 入所児童の健康診断	(1) 健康診断・衛生管理等は適切に実施されているか。		※(適・要検討・否)	第8	基準省令第10条、第12条
• 衛生管理等	ア 入所時の健康診断、年2回の定期健康診断を実施しているか。	A • B • C			保育指針第3章
	イ 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。	A • B • C			平17社援発第0222002号
	ウ 上記のほか、体重、身長、などの計測を定期的に行い、発育・発達の状態を	A • B • C			最低基準第14条,第16条
	把握しているか。				
3 苦情解決	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組みを行っているか。		※(適・要検討・否)	第10	社福法第82条
	ア 苦情解決の仕組みを設けているか。	A • B • C			平12社援第1352号
	(注) 苦情解決の仕組み				基準省令第14条の3
	① 苦情受付担当者(窓口職員等)				平14児第1114号
	② 苦情解決責任者(施設長、理事長等)				最低基準第21条
	③ 第三者委員(福祉関係者、有識者、監事、評議員等)				
	イ 苦情解決の第三者委員に報酬を支払っていないか。	A • B • C			
	ウ 苦情解決の要領 (マニュアル) を定めているか	A • B • C			
	エ 苦情解決の仕組みを利用者に知らせているか。	A • B • C			
	(注) 周知の方法例				
	① 事業所窓口への掲示				
	② 広報への掲載				
	③ 利用契約締結時の説明と書面交付				
	オ 解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。	A • B • C			

項目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別表	根拠法令等
第2 保育所施設運営管理に					
関する事項					
1 入所者の生活環境等	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。		※(適・要検討・否)	第 5	基準省令第5条、第10条
の確保	ア 保育室等の設備は最低基準にあった構造になっているか。また、障がいに応	A • B • C			第32条
	じた配慮がなされているか。				保育指針第5章
	イ 保育室等の清掃・衛生管理・保温・換気・採光及び照明は適切になされてい	A • B • C			平13雇児保第11号
	るか。				平10児発第302号
	ウ 建物、設備の維持管理は適切に行われているか。遊具等の安全性にも配慮	A · B · C			平10文初幼第476号
	しているか。 エ 医務室を設けているか。	A · B · C			平14雇児総発第0318001号 平14雇児総発第111101号
	ユ 医務主を取りているか。	A·B·C			平14准兄総第3628001号
					平18雇児総発第0803002号
					平23雇児保発1028第1号
					最低基準第6条,第14条,
					第45条
2 施設の運営管理体制	(1) 認可定員・利用定員を遵守しているか。	A · B · C		第3	基準省令第32条
の確立	また、利用定員を超えて保育を実施している場合				平10児発第73号
	は、入所児童数に照らし、最低基準を満たしているか。				平10児保第3号
					平26府政共生第859号第3(2)
					最低基準第45条
	(2) 必要な諸規程は、整備されているか。	А•В•С	※(適・要検討・否)	第6-2	基準省令第13条
	管理規程、給与規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用				
	がなされているか。				
	(3) 施設運営に必要な職員を適切に配置しているか。		※(適・要検討・否)	1	基準省令第7条、第33条
	ア 保育士は入所児童数に照らして、適切に配置しているか。	A • B • C			平12児発第296号
	・短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を定数の一部に			第4-3	平10児発第302号
	充てている場合、満たすべき条件				平10文初幼第476号
	①常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グルー				平17雇児発第0513003号
	プであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。				平10児発第85号 平10児発第305号
	会は、「名以上ではなく2名以上)配直されていること。 ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が常				平10兄先弟300万
					平27府政共生第350号
	イ 乳児9人以上を入所させる保育所にあっては、保健師・看護師・准看護師の	A · B · C			最低基準第8条,第46条
	いずれかが配置がされているか。なお、一時的にこの基準を満たせなくても				平28新保育第300号
	やむを得ないものであるが、その場合であっても基準を満たすよう努力する				1 =0/01 NK 13 N1000 ()
	こと。				
	乳児6人以上9人未満入所させる保育所にあっては、保健師・看護師・				
	准看護師のいずれかを配置するよう努力すること。				

項目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別表	根拠法令等
	ウ 嘱託医及び嘱託歯科医を適切に配置しているか。また、契約は書面により 締結されているか。	A · B · C			最低基準第46条
	エ 調理員等の職員を適切に配置しているか。	A · B · C			
3 必要な職員の確保と	(1) 労働基準法等関係法規を遵守しているか。		※(適・要検討・否)	第11	ア 労基法第32条 イ 労基 法第89条、第90条 ウ 労基
職員処遇の充実	ア 週40時間勤務体制が実施されているか。	A • B • C			法第89条 エ 労基法第24
	イ 就業規則を制定及び改正した際は、職員代表の意見書を添付し、所轄の労働 基準監督署へ届け出ているか。	A · B · C			条、第36条、 第41条、労 基法規則第23条 オ 労基 法第24条
	ウ 就業規則と現況の勤務形態に不一致はないか。	A • B • C			
	エ その他の労働基準法に基づく届出、許可及び労使協定は適切に行われている か。	A • B • C			
	オ 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。	A • B • C			
	(2) 職員への健康診断等健康管理の実施について1年以内ごとに1回、夜間業務に 従事する職員は6か月以内ごとに1回、医師による定期健康診断が行われている か。	A·B·C	※(適・要検討・否)	第11	労働安全衛生規則第44条、 第45条
	(3)職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。		※(適・要検討・否)	第12	保育指針第5章
	施設長は所内外の研修を体系的、計画的に実施しするとともに、職員の自己研 鑽に対する援助や助言に努めているか。	A·B·C			平19厚告示第289号
	(4) 職員の処遇状況を明らかにできる帳簿を整備しているか。	A · B · C	※(適・要検討・否)	第6-3	基準省令第14条 最低基準第19条
4 防災対策の充実強化	(1) 防火管理者の選任及び届出を行っているか。		※(適・要検討・否)	第7	消防法第8条
	防火管理者を選任するとともに、防火管理者の届出を行っているか。	A · B · C			同施行令第1条2、3条 同規則第3条 平18福第1551号
	(2) 具体的な消防計画を樹立し、消防署に届出を行っているか。		※(適・要検討・否)	第7	消防法第8条
	ア 施設の所在する地域の環境及び児童の特性に応じて、火災、地震、風水害、 津波その他の非常災害に関する具体的計画(災害対応マニュアル)を 立てているか。	A · B · C			同施行令第4条3項、同規則 第3条 平25児第604号
	イ 非常災害に関する具体的計画(災害時対応マニュアル)には下記の事項が 盛り込まれているか。 【最低限盛り込むべき事項】 ①避難経路 ②避難場所 ③自力で避難行動ができない利用者の避難方法	A·B·C			基準省令第6条 児童条例第4条 保育指針第5章 水防法第15条の3
	ウ マニュアルの作成にあたっては、実効性を高めるために各種災害に対する 専門的な知識を有する関係機関(消防署など)や、地域防災計画を定める 市から指導・助言を受けているか。	A·B·C			土砂災害防止法第8条の2

項目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別表	根 拠 法 令 等
	エ 非常災害に対処する組織的活動体制が確立されているか。	$A \cdot B \cdot C$			
	オ 近隣の施設・地域住民(地域の自主防災組織等を含む) との協力体制が確立	$A \cdot B \cdot C$			
	されているか。				
	カ 非常時連絡系統図は作成されているか。	$A \cdot B \cdot C$			
	キ 非常時の入所児童の保護者等への引継方法について、具体的に検討されてい	$A \cdot B \cdot C$			
	るか。				
	ク 市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒				
	区域内の要配慮利用施設に該当するか。				
	※要配慮利用施設に該当するか否か不明な施設については,市防災担当課へ				
	確認の上,回答してください。				
	(ア) 市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内	該当・非該当			
	(イ) 市地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内	該当・非該当			
	(ケ〜サは上記要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)				
	ケ 水害や土砂災害に対応した避難計画を作成しているか。	A • B • C			
	コ 作成した計画は市担当部局へ報告しているか。	A • B • C			
	サ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。	A • B • C			
	(3)消防計画等に基づき、防災訓練・防災設備の定期点検が適正に行われているか。		※ (適・要検討・否)	第7	最低基準第7条
	ア 避難訓練及び消火訓練は少なくとも毎月1回行っているか。	A • B • C			消防法第17条の3の3
	イ 消防器具や非常口等の避難経路の自主点検は、自主点検表を作成し、定期的	A • B • C			消防法施行規則第31条の6
	に行っているか。				平16消防庁告示第9号
	ウ 防災設備等は専門業者による定期的な点検が行われているか。	A • B • C			
	(4) 不審者対策等、防犯についても配慮しているか。		※ (適・要検討・否)		平13雇児総発第402号
	ウ 不審者侵入など緊急時の安全確保に関して、あらかじめ緊急体制が整備され、	A • B • C			保育指針第5章
	訓練等を実施しているか。				
5 事故防止及び事故発	(1) 事故発生時の対応を適切に行っているか。		※ (適・要検討・否)	第 9	
生時の対応	ア 入所児童の処遇により事故が発生した場合は速やかに市等の関係機関	A • B • C			
	に速やかに連絡・報告しているか。				
	イ 施設利用者の家族や市の関係機関に速やかに連絡・報告しているか。	A • B • C			保育指針第3章
					平14福第174号
	(2) 事故後の対応		※(適・要検討・否)		平18福第118号
	ア 事故後の対応として、事実を正確に整理・調査した上で必ず事故原因を調査	A • B • C			平29府子本912号
	し、必要な改善策を検討・実践しているか。その際、より組織的な事故防止対				
	策を講ずる必要性を念頭に、事故の未然防止や事故発生時の対応状況について				
	検証しているか。				
	イ 施設利用者や家族等へ誠意を持って対応し、具体的な再発防止策を説明	A • B • C			
	しているか。				

項目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別表	根 拠 法 令 等
第3 その他					
1 前回指導監査指摘 事項の改善状況	前回の指導監査で改善状況報告書の提出を要する指摘又は、改善状況報告書の提出を 要しない指摘のあった事項について、改善が図られているか。	A·B·C	※(適・要検討・否)	第13	

### 第2 開設時間等(本文第1の1(1)関係)

## (1) 開所(開設)時間

## ■ 保育所

(資料作成日現在)

区分		※開所(開設)時間	間		延長伊	<b>R</b> 育時間	(早朝)		延長的	呆育時間	(夕方)	
平日	時	分 ~	時	分	時	分~	時	分	時	分~	時	分
土曜	時	分 ~	時	分	時	分~	時	分	時	分~	時	分
日曜・祝日	時	分 ~	時	分	時	分~	時	分	時	分~	時	分

(注) 延長保育時間を含め公表している開所時間

## (2) 保育所の閉所状況

(前年度実績)

時期		期間			希望保育の有無
夏期	月	日 ~	月	目	有 • 無
年末年始	月	日 ~	月	目	有 · 無
年度末	月	日 ~	月	目	有 · 無
	月	日 ~	月	目	有 · 無
	月	目 ~	月	目	有 · 無

(注) その他の時期に閉所した場合は適宜空欄に記入してください。

## 第3 入所児童等の状況

## (1) 保育所(本文第1の1(4)関係)

■当年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
利用定員人	毎月1日 時点の 児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	定員に 対する 在所率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	年間平均在所率
		·	·	·	·	·		·	·		·	·		
■前年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
利用定員人	毎月1日 時点の 児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	定員に 対する 在所率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	年間平均在所率
■前々年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
利用定員人	毎月1日 時点の 児童数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	定員に 対する 在所率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	年間平均在所率

#### 第4-1 職員の配置状況(本文第2の2(3)(4)(5)関係)

#### (1) 配置基準(要件)と現員数

■ 保育士(最低基準)

■ 休月上(取囚至	<del>+</del> )			(貝/MIP)		
	在所 児童数 (人)	児童数に対 する必要数 (最低基準)	必要人員 (人)	現員 (人)	うち 常勤 保育士	うち 非常勤 保育士
0歳児		3:1	0	0		
1歳児		3:1	0	0		
2歳児		6:1	0	0		
3歳児		20:1	0	0		
4歳以上児		30:1	0	0		
フリー				0		
<b>1</b>	0		0	0	0	0
専任加算をとる場合の 主任保育士			1			
合計				0		

- (注) 1 必要人員(保育士)欄は、在所児童数に対する最低基準上の必要数を記入してください。(計算方法は下記①②を参照。)
  - ① 年齢区分毎の計算においては、小数点第2位以下を切捨て(小数点第1位までを表示)。
  - ② 年齢区分毎に算出した数値を合計し、最後に小数点第1位を四捨五入(小数点以下は表示しない)。
  - 2 現員の内訳欄のうち、非常勤保育士欄は、常勤保育士を1とした場合の、それぞれの勤務時間に応じた数値(常勤換算による数値)を記入してください。 短時間勤務保育士の保育士及び常勤の保育士以外の保育士の1か月の勤務時間数の合計 / 各保育所の就業規則等で定めた常勤保育士の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値(小数点第1位を四捨五入)
  - 3 本表に保育士配置特例適用の職員及び無資格の保育補助者数を記入しないでください(次頁の「■ その他の職員」として記入してください)。
  - 4 保健師、看護師又は准看護師1人を保育士1人としてみなす場合は、本表の現員数にその数を加えるとともに、次頁の「■その他の職員」にもその数を記入してください。 ※保健師、看護師又は准看護師を保育士定数にみなせるのは、乳児4人以上を入所させている場合のみ。(保健師、看護師又は准看護師を2人以上雇用していても 保育士としてみなせるのは1人のみ)。(H27.3.31雇児発0331第17号厚労省通知)

■ その他の職員 (資料作成日現在)

■ その他の職員	(貝/HTF)	<u> </u>
職種	必要人員 (人)	現員(人)
所長 (園長)	*1 1	
嘱託医	内科1 歯科1	
調理員	※2 定員 に応じて 1~3	
看護師 又は准看護師	※3 乳児9人 以上の場合 1	
保育士配置特例適用職 員		
保育業務の 補助者 (無資格者)		
雇上費加算をとる 場合の事務職員	1	
その他の職員		
合計		0

- (注) 1 所長(園長)が保育士(有資格者)である場合も前ページの「■ 保育士」には記入せず、本表に記入してください。
  - 2 調理業務を外部業者に委託する場合についても本表に従事者数を記入してください。
- ※1 保育単価のうち、所長設置単価を適用する場合、専任の者1人の配置が必要です。 (H27.3.31雇児発0331第9号通知)
- ※2 調理員等は定員40人以下の保育所で1人、41人以上150人以下で2人、151人以上で3人の配置が必要です。(H27.3.31雇児発0331第9号通知)
- ※3 未満児保育事業(市補助事業)を実施し、かつ乳児を9人以上入所させる場合に1人の配置が必要です。(未満児保育事業実施要綱) (一時的にこの基準を満たせなくてもやむを得ないものであるが、その場合であっても基準を満たすよう努力すること。)
- ※4 保育士配置特例を適用している保育所は、新潟市保育課に提出している「保育士配置特例に関する届出書」を添付書類として提出してください。

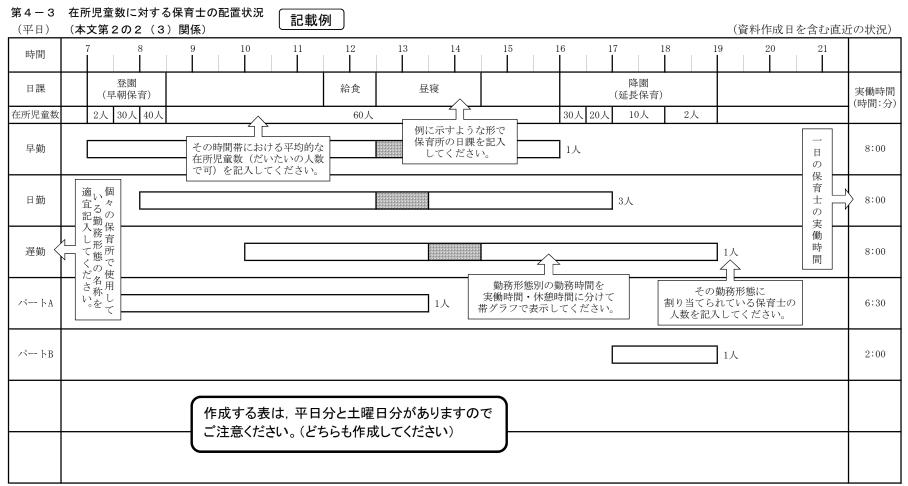
担当ク				業務	に関連する資格	当法人への就職年		北党勘職員の	
※直接処遇職	, , , , , , , ,	職種	氏 名	資格の名称	取得年月日	※同一法人の他保育	所を含む	非常勤職員の 勤務時間	備考
クラス	年齢区分					就職年月日	勤続年数(年)		
		園長	00 00	保育士	昭和 62.4.1	│ ├昭和 62.4.1	32 F±	+1 75 n+ 88 / \$26 #1 m	# B 6 77 24 6 #1
				幼稚園教諭	昭和 62.4.1			勧務時間が常勤職 務時間に満たない	
		主任保育士	00 00	保育士	平成 10.4.1	平成 10.4.1		別は同じ個だない してください T	順員のか記入
担当クラス	毎に記入して	保育士	00 00	保育士	平成 20.4.1	平成 22.4.1	8		1 現勤
〇〇組	0 歳児	保育士	00 00	看護師	平成 2 2. 4. 1	平成 25.4.1	5		日在続し時の年に点年数
	0 府处少L	保育補助	00 00			平成 26.4.1	4 <		【
		看護師	00 00	看護師	平成 20.4.1	平成 27.4.1	3	1日4時間	┃  い。をむ作 ┃   記 4 成
○○組	5 歳児	保育士	00 00	保育士	平成 20.4.1	平成 20.4.1	10		入月日
フリー		保育士	00 00	保育士	平成 15.4.1	平成 15.4.1	15	週3日	一時預かりと兼務
子育て支援事 業		保育士	00 00	保育士	平成 10.4.1	平成 25.4.1	5	1日5時間	
		保育補助	00 00			平成 27.4.1	3	1日3時間	延長保育(保育士配 置の特例)
		事務職員	00 00			平成 20.4.1	10		
		調理員	00 00	調理師	平成 15.4.1	平成 25.4.1	5		

- (注) 1 本表は保育所に勤務する全ての職員について、(1)の各表と対応するように作成してください。
  - 2 非常勤職員については、非常勤職員の勤務時間欄に1日の勤務時間又は週の勤務日数等を記入してください。
  - 3 一時預かり事業・子育て支援事業等の車任職員である場合は、担当クラス等欄にその旨を記入してください。
  - 4 他事業との兼任職員については、備考欄にその旨を記入してください。
  - 5 休職中(育児休業等)の職員については、備考欄にその旨を記入してください。
  - 6 嘱託医及び給食業務を委託している場合の調理員については記入不要です。
  - 7 「保育所等における保育士の配置に係る特例」により配置されている職員は、備考欄にその旨を記入してください。

担当夕 ※直接処遇耶	ラス等 <sub>敵員のみ記入</sub>	職種	氏 名	業務に関連する資格		当法人への就職年月日 ※同一法人の他保育所を含む		非常勤職員の 勤務時間	備考
クラス	年齢区分	1194 192		資格の名称	取得年月日	就職年月日	勤続年数(年)	勤務時間	VIII 3
· · ·									
						-			
						-			
						-			
						-			

担当ク	ラス等			業務は	に関連する資格	当法人への就職 ※同一法人の他保育	年月日	非常勤職員の	
	職員のみ記入	職種	氏名	資格の名称	取得年月日			新務時間	備考
クラス	年齢区分			真和 22日初	4XN 1-71 F	就職年月日	勤続年数(年)		
						-			
						-			
						-			
						1			

- (注) 1 本表は保育所に勤務する全ての職員について、(1)の各表と対応するように作成してください。
  - 2 非常勤職員については、非常勤職員の勤務時間欄に1日の勤務時間又は週の勤務日数等を記入してください。
  - 3 一時預かり事業・子育て支援事業等の専任職員である場合は、担当クラス等欄にその旨を記入してください。
  - 4 他事業との兼任職員については、備考欄にその旨を記入してください。
  - 5 休職中(育児休業等)の職員については、備考欄にその旨を記入してください。
  - 6 嘱託医及び給食業務を委託している場合の調理員については記入不要です。
  - 7 「保育所等における保育士の配置に係る特例」により配置されている職員は、備考欄にその旨を記入してください。



- (注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士(保育に直接従事する者(園長・主任保育士を除く)・パート保育士も含む)の配置状況を記載してください。
  - 2 保育士配置特例適用の職員及び無資格の保育補助者については保育士資格者と分けて記載して下さい。
  - 3 一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業を実施している場合の当該事業の専任保育士については記載不要です。
  - 4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例 実働時間 休憩時間

本表の作成は、既存の表で、開所時間帯に応じた在所児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば、その添付により省略可能です。(その際は上記 2-4 の注意事項を留意したものとしてください)

(資料作成日を含む直近の状況) (平日) 19 21 11 12 13 14 15 16 17 時間 日課 実働時間 在所児童数 実働時間 (時間:分)

- (注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士(保育に直接従事する者(園長・主任保育士を除く)・パート保育士も含む)の配置状況を記載してください。
  - 2 保育士配置特例適用の職員及び無資格の保育補助者については保育士資格者と分けて記載して下さい。
  - 3 一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業を実施している場合の当該事業の専任保育士については記載不要です。
  - 4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例 実働時間 休憩時間

本表の作成は、既存の表で、開所時間帯に応じた在所児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば、その添付により省略可能です。(その際は上記2-4 の注意事項を留意したものとしてください)

(土曜日) (資料作成日を含む直近の状況) 19 11 12 13 14 15 16 17 18 時間 日課 実働時間 在所児童数 実働時間 (時間:分)

- (注) 1 開所時間帯に応じた在所児童数に対する保育士(保育に直接従事する者(園長・主任保育士を除く)・パート保育士も含む)の配置状況を記載してください。
  - 2 保育士配置特例適用の職員及び無資格の保育補助者については保育士資格者と分けて記載して下さい。
  - 3 一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業を実施している場合の当該事業の専任保育士については記載不要です。
  - 4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例 実働時間 休憩時間

本表の作成は,既存の表で,開所時間帯に応じた在所児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば,その添付により省略可能です。(その際は上記 2-4 の注意事項を留意したものとしてください)

### 第5 設備の状況(本文第2の1関係)

### (1) 入所児童の状況

(資料作成日現在)

		入戸	<b>F児童の年齢別</b>	:齢別(発育状況別)内訳								
	1	2	3	4	5	6						
定員	0 歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳 以上児	合計						
人	人	人	人	人	人	人						
						0						

### (2) 必要な設備及び面積

### ■ 最低基準

	面積基準 ((1)との関係式)	必要面積 (㎡)	数量	届出面積 (㎡)
保育室	2歳以上児の数×1.98㎡ ((③+④+⑤)×1.98)	0.00		
遊戲室	2歳以上児の数×1.98㎡ ((③+④+⑤)×1.98)	0.00		
乳児室	①×1.65 m²	0.00		
ほふく室	②×3.3 m²	0.00		
屋外遊技場	2歳以上児の数×3.3㎡ ((③+④+⑤)×3.3)	0.00		
医務室	なし			
調理室	なし			
便所 (児童用)	なし			

- (注) 1 / (斜線部) は面積基準がないため記入不要。設備を有しているのみで可。
  - 2 保育室及び遊戯室について、どちらかを有し、かつそのどちらかが面積基準を満 たしていれば可。
  - 3 屋外遊戯場について、設備がなくても近隣にこれに代わる公共施設等があれば可。
  - 4 幼稚園と共用化された施設の保育室については、保育所専有面積(按分したもの) を記入してください。

#### 第6-1 保育所に備えるべき帳簿の整備状況(本文第1の1(6)関係)

(資料作成日現在)

		(資料作成日現住)			
帳簿の種類	有無	帳簿の種類	有無		
施設運営・処遇関係		給食関係			
1 事務日誌	有 · 無	1 給食運営会議議事録	有 · 無		
2 児童在籍票	有 · 無	2 食品群別荷重平均成分表	有 · 無		
3 保育所入所承諾書(市町村から送付されたもの)	有 · 無	3 保育施設等における栄養給与目標量	有 · 無		
4 出席簿	有 · 無	4 食品構成表	有 · 無		
5 全体的な計画	有 · 無	5 予定実施献立表及び給食日誌	有 · 無		
6 指導計画(長期的計画)	有 · 無	6 乳児用予定実施献立表	有 · 無		
7 指導計画 (短期的計画)	有 · 無	7 検食簿	有 · 無		
8 保育経過記録	有 · 無	8 離乳食の検食簿	有 · 無		
9 保育日課表	有 · 無	9 衛生管理チェックリスト (調理従事者用)	有 · 無		
10 健康診断票	有 · 無	10 衛生管理チェックリスト (調理室用)	有 · 無		
11 歯の検査(管理)票	有 · 無	11 月間給食食品量表	有 · 無		
		12 給食材料発注書 (兼 検収簿)	有 · 無		

#### 第6-2 運営に必要な規程等の整備状況(本文第2の2(2)関係)

(資料作成日現在)

				(異年日1月75日76日7
帳簿の種類	有無	制定年月日	直近の改正年月日	理事会承認の有無
管理 (運営) 規程	有・無	S•Н	S • H	有 ・ 無
就業規則	有 · 無	S•Н	S • H	有・無
給与規程	有 · 無	S•Н	S • H	有 · 無
旅費規程	有 · 無	S•Н	S • H	有・無
経理規程	有 · 無	S•Н	S • H	有・無
退職手当支給規則	有 · 無	S•Н	S • H	有・無
事務委任規則	有 · 無	S•Н	S • H	有・無
育児休業規程	有 · 無	S•Н	S • H	有・無
公印規程	有 · 無	S•Н	S • H	有 ・ 無

#### 第6-3 職員の状況を明らかにする帳簿の整備状況(本文第2の3(4)関係)

	(941111794 17 70127
帳簿の種類	有無
職員名簿	有・無
履歴書	有・無
資格証明書の写し	有・無
保育士登録証の写し	有・無
出勤簿	有・無
健康診断の記録	有・無
休暇簿	有・無
出張命令簿	有・無
時間外勤務命令簿	有・無

### 第7 消防・防災関係

(1)	陆业等理务	(本文等2の4	(1)	関係)	(資料作成日現在
(1)	115火管性石		(   )	<b>平1</b> (金)	

	7 4215 -		7 12-3 10107 (2	<b>3</b> 1 1 11 79	マロンロエノ	-
防火管理者 職・氏名						
防火管理者資格 講習会の受講年月日		年	月	日		
選任年月日		年	月	日		
消防署への 届出年月日		年	月	日		
(2) 消防計画等の作	成状況	(本文第	第2の4 (2)	関係)		
消防計画の作成 (改正)年月日		年	月	田		
消防署への 届出年月日		年	月	日		(直近の状況)
地震・水害等に 対する計画の有無と その名称	有	· 無				
地域住民等との 協力体制の有無と その内容	有	・無				
消防計画・ 災害対策計画等の 職員への周知方法						

(注) 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒 区域内の要配慮者利用施設に該当する場合に記入してください。

### (3) 避難・消火訓練等の実施状況(本文第2の4(3)関係)

													(Hu T	一及夫	//貝/
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	避難訓	火災													
		地震													
		風水害													
実施状況	練	不審者													
		その他													
		消火訓練													
実施月	応し	や土砂災害に対 た避難確保計画 づく訓練(注)													
に 〇	訓練への消防署の 立会														
	訓練	iへの地域住民等 の参加													
	消防	器具・避難経路 等の自主点検													
		門業者等による 設備の定期点検													
			実施	年月日	:		年	月	日						
	消防署による 検証指導の実施		指導區	内容	:										

## 第8 入所児童の健康診断の実施状況(本文第1の3(1)関係)

(1) 嘱託医の配置状況

(資料作成日現在)

	医師名	勤務する医療機関 等の名称	契約書等の有無	契約等の締結(9	属託)年月日
嘱託内科医			有 · 無	年	月 日
嘱託歯科医			有 · 無	年	月 日

### (2) 健康診断等の実施状況

■ 定期入所児童について

(前年度実績)

		実施月		健診結果等の 保護者等への連絡状況				
定期内科健診定期歯科健診身体計測	1回目	2回目	その他	書面 ・ 口頭 ・ していない				
	月	月		その他(	)			
字	1回目	2回目	その他	書面 ・ 口頭 ・ していない				
足朔困行健的	月	月		その他(	)			
自体計測	毎月・			書面 ・ 口頭 ・ していない				
分 件 計 例	その他(	(	)	その他(	)			

■ 年度途中入所児童について

	実施の有無
年度途中入所時の 健康診断	有・無・実績なし

### 第9 事故等の発生状況(本文第2の6(2)関係)

(前年度実績)

発生日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録の 有無	市等への 報告の有 無		発生日		事故等の内容・原因	再発防止策	記録の 有無	市等への 報告の有 無
月 日			有・無	市 有・無 家族等 有・無		月	日			有・無	市 有・無 家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無 家族等 有・無	-	月	日			有・無	市 有・無 家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無 家族等 有・無	-	月	B			有・無	市 有・無 家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無 家族等 有・無	-	月	日			有・無	市 有・無 家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無 家族等 有・無	-	月	日			有・無	市 有・無 家族等 有・無
月日			有・無	市 有・無 家族等 有・無	-	月	B			有・無	市 有・無 家族等 有・無
月 日			有・無	市 有・無 家族等 有・無		月	日			有・無	市 有・無 家族等 有・無

<sup>(</sup>注) 医療機関を受診した事故等を中心に、保育所で「事故」と認識した事例を記入してください。

### 第10 苦情解決の取組等の状況(本文第1の5関係)

## (1) 苦情解決の仕組み

仕組みの有無	有	•	無	(資料作成日現在)
仕組みを明文化したもの (要綱・マニュアル等) の有無	有		無	名称 (例:○○保育園苦情解決要領)
保護者等への 仕組みの周知方法		•	入施園随その	らのに全て○ に文書を配布 」(玄関など)に掲示 :り、ホームページ等に掲載 頭で説明 」( ) こていない

仕組みにおける役割	配置の有無	役職	氏名
苦情受付担当者	有 • 無		
苦情解決責任者	有 • 無		
第三者委員	有 · 無		

<sup>(</sup>注) 第三者委員の「役職」欄は「法人評議員」や「民生委員」等、施設外における 役職名等を記入してください。

M74 (4 E o o + 1) VI	※当てはまるものに全て○	
	<ul><li>・ 園だより、ホームページ等に掲載</li></ul>	
	・ 施設内 (玄関など) に掲示	
	・ 随時口頭で説明	
解決結果の公表状況	<ul><li>その他(</li></ul>	)
	<ul><li>実績なし</li></ul>	
	・ 公表していない	

### (2) 苦情の受付状況

	当年度	前年度	前々年度
受付件数(件)			

### 第11 労働基準法等関係(本文第2の3(1)関係)

### (1) 就業規則(給与・旅費規程含む)の直近の制定・改正・届出状況

制定(改正) 年月日	年	月	日
労基署への 届出年月日	年	月	日

#### (2) 労使協定の締結・届出状況

(資料作成日現在)

	2 4 条 (賃金から法定控	制定(改正) 年月日	年	月	П
	除以外のものを控 除すること)	労基署への 届出年月日※			
	32条の4 (1年単位の変形 労働時間制)	制定(改正) 年月日	年	月	П
		労基署への 届出年月日※	年	月	目
	36条 (時間外・休日	制定(改正) 年月日	年	月	П
	労働)	労基署への 届出年月日	年	月	目

※ 24条協定は届出不要。32条協定は就業規則に定めた場合は届出不要。

#### (4) 職員の健康診断の状況(本文第2の3(2)関係)

(前年度実績)

実施年月	日日	対象者 (人)	受診者 (人)	実施内容
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			

参考:労働安全衛生法による実施項目(規則第44条)

①既往歴及び業務歴の調査

⑦肝機能検査

②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ⑧血中脂質検査

④胸部 X 線検査及び喀痰検査

⑩尿検査

⑤血圧の測定

⑪心電図検査

⑥貧血検査

(③、④、⑥~⑪の項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でな

いと認めるときは省略することができます。)

### 第12 職員研修の実施状況(本文第2の3(3)関係)

(1) 法人・施設が主催する内部研修※事故防止に関する職場内研修含む(前年度実績)

# 参加者 実施年月日 研修名 • 実施内容等 (人) 月 日 月 月 日 月 月 日 月 日 月 月 日 月 日 月 月 日 月 日 月 日

### (2) 各種団体等が主催する外部研修

実施年月		参加者(人)	研修名・実施内容等
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	Ħ		
月	日		
月	日		
月	目		
月	日		
月	日		
月	日		

<sup>(</sup>注) 1 本表の作成は法人・施設が作成した研修計画(実績)表等を添付することで省略可能です。

<sup>2</sup> 法人監査を同時に実施する場合で、法人監査資料の別表「職員研修の実施状況」を作成した場合、本表の作成は不要です。

第13 前回指導監査(書面監査含む)における指摘事項の改善状況(本文第3の1関係)

	指摘事項	改善状況
改	1.	
善 要状 す況	2.	
る報告は	3.	
要する指摘事項改善状況報告書の提出を	4.	
出 を	5.	
	1.	
	2.	
改	3.	
要状況	4.	
な報告	5.	
要しない指摘事項改善状況報告書の提出を	6.	
り、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	7.	
	8.	
	9.	

<sup>(</sup>注) 1 「改善報告書の提出を要する指摘事項」はその後(改善報告書提出後)の状況を記入してください。

<sup>2</sup> 法人監査における指摘事項及び会計に関する指摘事項は記入不要です。